

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 1 2 3 4 5 6 7 8 9 20 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 1 2 3 4 5 6 7 8 9 20

49
19
20
4



環海異聞卷之六



大槻文庫

葬禮序七

凡そ死亡の事 あんハ屍を眞^{マサニ}ニ^{スル}様^ヨ
造りあら棺^{カミ}ニ歛^{ナガム}アリ亡者^{ヨハ}垢付^ヌぬ衣
服を着せ頭乃方^{カタ}を高くして臥^{スル}先透間々
よけめしものをして蓋^{カバ}をあり釘^ノキ斗^{スル}てあめに
して寺へ送る其刻限^ハ朝晩の内寺^{ヨテ}三度

勤め有時をうへて家内並親類懇意乃
者等附き隨ひ行くこ堂内へ棺を持こめハ駕
唱言ゆ引導の如き事と見ゆ右の支派く
附添行近親より始えて蓋を明け置す
棺の前へ寄マ亡者のロへ己モウロをほぞくへ
且其時刻は寺へ參り合せまう他人の男女と其席
ヨ到マ各火を點シ又蠟燭をキテ持其場
立並ひ親類中ロを合せ終キハ以葦も鉢々モ

者ノロヘロを合せ何キも合せ終リテ棺乃
蓋を釘メヨリテそれより墓所へ送葬モ
墓所寺町より餘程引モアキモ
所モあり墳穴の深キハ尺位モ一丈余
いそくあり臨時モ土モ土地一休寒
國故暖氣の節兼て墓原の場所
浅深さゆくの穴いづれも有リ亡者
あれハ施主より其穴を見立買求めて

葬^サる也淺深の程^よて價の高下^あ_マ
一棺^ハ刺刀箱^の形^の_シ六用^キ下^ハ細
棺屋^ニ出来合^色有^リ身代物^の者[、]臨
此^ミ注文^シ先^カ者の身^の丈^けニ兩肩^ヨメ
間^ノ寸法^を取^テ訓^ヘ造^ラむ^セ也

按^ム卧棺^の製^法見^マ唐土^と同様^ニ
一棺^ハあけこ^トの如^ク卑^ニあり送^リよ立^ツ
者^ハつつきも蠟燭^を手^ニ持^チ行く^{アリ}

一官位有人^の送葬^ハ棺^の上^ヘ緒^を覆^フ
品^ハ種^々定^き事^{ナリ}見^マ尤冠帽
刀劍^の類^を載^セ行^カリ

一石碍^ハ切り石^モ度^ニ石^を置^ヘマ^ス
如^ク墓^の上^ニナシ^置セ此方^ニ豈^シ建^ム
シ^ムと見^ル
其表面^ニ横文字^の文^を彫^リ附^{アリ}字^乃
内^ニ朱又金箱^を入^ルモ^ウ貴人[、]碍面^の上頭^ヲ
羽^の生^ヘる人^何キ^モ持^カ像^を彫^リ附^ムモ

あり尤廻り玉垣をも又屋根をも
有り賤人の墓ハ十文字も作りあら角柱
を卒屠婆のく建置まで也死者
の足の方を前シニ墓并ヨモ足の方より
并礼也香花を手向シ事も
あく蠟燭をたてあらぬも事也

一寛政十一年己未同行の内小竹濱吉郎次病
死彼國の宗旨入らる故寺もハ送

らば棺屋にて棺を求え死骸を歛め其
修葬送也右ヨリアリ置の穴を買受
何キも附添葬所へ送り葬埋せり追々
石を求え日本風の石塔を建つ碍面み
日本國奥州仙臺牡鹿小竹濱安部屋
吉郎治寛政十一年二月二日七十三歳
彌り才作書人ハ同行の内にて真文字も
認免太十郎彌刻せり此節其邊のみ

墓原を見しよ竹内徳兵衛と俗名を贈
付あり石塔あり又享保十支テ
涇國年と周
ある石塔もあり是の南部より漂流せ
者此地に止りと聞り其輦の墓所成る
はや數十年前の事の由又其近辺に松
本村九平とのいわく付する石塔もある
是ハ伊勢国光太夫と同行の者もや

祭禮第八

葬埋の後四十九日迄、墓參き家内僧を招
三七日まで讀經念誦する事さむらもあらず
分輕き者ハ小僧ともつべき者を呼び供養
の讀經さむら吉又とあり此事始終も説り
一忌服こう事も見へば町家にて店賣を
付むこと様に支と見當りに併裳衣家よ
て人より死別の悲歎を堪へじ自ら

出行作業をやめて宿よからう居て食
事を得せば時よこまでハ勧吳の餘氣
絶せし者有之林見當きう婦人、已けて
泣き悲心しきも一夫よ別き乍らとひタテ
黒裝束をあす 男子もく女子のあら煮、
必竟ハ尼であるニ寺へ入るなり尼寺ハ
司テライシテテイルコツカレヨリモ
里程陣りぬ所はあつてこよ若僧尼

皆黒装束なり
死別ハ男也共ニ度までハ再縁シ
嫁入カヌヨミ嫁もき共中等よりまゝの婦
人多く、再縁せば又男子あきハ至て幼
弱よて後家をたゞ其子の生長
を見立ムニサ子のまあれ、其子を近
親ニ仕フ。其身、尼寺へ行也

一 每月「オシキリセニヤレ」との日の朝より前宵より

物忌して精進す。尊信す。佛神の祭
礼。又己き先祖亡靈の吊祭も氣を夏よ
や其時まへも行きて僧の勧めも退か
一月忌年忌の吊杯之事も見當らば

一三月の末、四月の始の頃と観て土地の人々
墓參む。夏の何の詫り用もこゝれん。此
時亦蠅燭を携へ行き火を點く。手向て
一帝業を開き。先帝の忌日は毎月祭礼あり

忌日不観。其以後の歴代諸王乃
生辰。忌日も同前。諸人寺へ行き
寺にてハ終日鐘を鳴らす。當今ハ
誕生日と即位ある日を國中の
人々祝ふある

衛廳

並

官名職掌政治兵卒武備

第九

役所

並

諸官名司職政事及足輕

役所

並

武備等之事

役所奉行兩人あり一人ハ市中并ニ近在郷
中の取締り政務を司リ一人ハ武官足輕等
の者を支配キ故ニ館内ハ番所も分けて
有リ下役の輩を多く見り王都より此地より

モテ在番——三年又四年月ニ文代キ
一此所の奉行、「エカラウ」と官ある夫故ニ
皆「エナラウ」と稱する「ヤコーツカ」
「ホーツカ」の代官、此所の奉行よりも
位階昇く——聞

後光太夫は聞リシ「ホーツカ」、自クニテ
「ヨル」と官の人「ヤコーツカ」、「ホーコー」
ミツル官なり此ノイレコト「ガ」「エナラウホ

一妻ロツチグレ又「エナラウ」、「ヨル」と官の人
兩人あり外より農民の方を司る
一役所者を「エナラウ」、「ダコナドル」とり官一
真あくとつても
一丙辰の年此地より到着の節 始て目通
ある「エナラウ」の名「ラリテノキヨコヘイイキ
ナアギリ」ミいひ一八ヶ年逗留乃間三人
文きりと覺ゆ名ハカリと覺へし其

中「エナラウコヘリナトリ」とへる名を人々のよ
えりと覺ゆ又足輕等を支配す人
よ「エナラウマヨル」と呼ひも覺ゆこれらを
官名をうつあつへく亥の年王都へ乃
ゆきへき旨ヤ渡され奉行の名を
ヨライハイトロイナシ何々と稱せと姓ハ
忘失せり

一妻女と伴ひ来ケテ在勤さ妻もさ

人ハ妾を抱ひ置一とあり國法より
妻あきハ妾を置事ハあはれり
一役所館内よハ夥しく銃炮をかづり置り銃炮
ヨレヒキヤ」と以外の武器ハ見へば足輕百人
程ヲ兩役所へ日勤館内左右二行よ銃炮を
もぢてもさく列を構へ立ち番をなす
な時かたうと見ゆ銃炮ハ先まく鑓の如き物を
附めらるゝ 長崎へ來り一歩卒如也



装束も一統あり、朝四時頃交代と交代の節、
左右二十人間の間くよ頭役立ち行列至て正く
銃炮の持方一列よして肩並み等引桶ひ
聊り行儀いたきあらまう更あらじめ歩行を
少々進退あれ、頭役指引制導を此中コ
カザーカレシツ役人騎馬にて立つ是又役所よ
詰番トモ何事トモ不意の更あれ奉行
下知次第其先くへ兼り出でこ已う本所より

足輕トモ相共トモ日ヒ交代トモ
奉行市中巡見の節も其後トモ先キ此騎
馬の役人附トモ徒トモあり五足輕よりハ位階イニキ役トモス

日ヒ如此乃出勤退出の交代行列嚴整トモ

甚立派ある事ナリ

先太夫曰「カザーカ」ハ役所の小者トモ騎馬
の役の者トモカブラントモ足輕の上等
あり「カザーカ」を覧へて相違せうと

一此地より役人ハ乘馬の稽古あり此國の
鐙ハ金輪あり其輪の内へ足をもり跟の
所より馬の横腹をあらへ進退動
止す様ある

王都^ヲ所々馬場ありて鞍置馬
の稽古車有る也又車を牽うる馬の
駒^ヲ稽古あると見ま

一役所の中平地の上^ヲ大日晷^{オトケイ}仕掛け置リ

奉行毎月四度程一七日の初日^ヲシキリセシヤ^リ
之日惣町中を廻見^シ車馬^ヲの^ヲ六足^ヲ牽
うち騎馬の^ヲカザーカ^ヲ跡先よ四人立^ツ
光太夫曰此騎馬^ハカキウタシ^ニ云役人也

是又聞違^{アリ}ヘ^トも

足輕^ハ銃炮を例の^ヲ持^チ行列正^トく侍
立ち腰^ハ劍^ヲ帶^ヒたるもの見^シ同勢都合
サ人立^ト其通行の節^ハ往來の人脇^ヘ斤付

イ居るかう

一町内出火あれ奉行も其場所より出
行列右の如く火消其外の者も其火事場
より入りまゝと左前後の木戸をメ切て
外へ出され其側より足輕番を附置内より
役人糧當にて火消の外居かる者をして
専ら火を消さしむ

火消道具ハ龍吐水より長き皮袋の附きあり

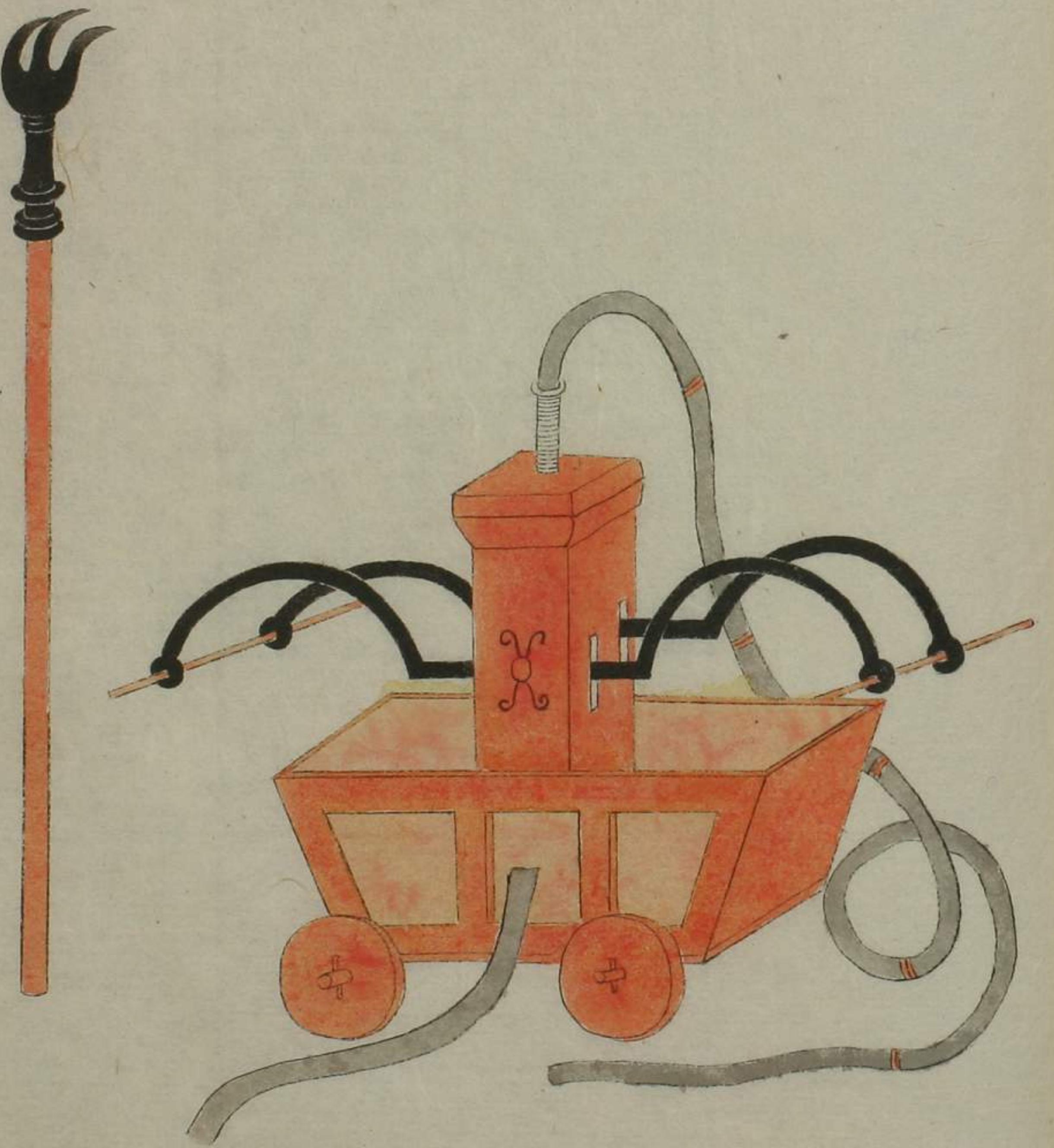
よのく下の袋を水あり行より車を
廻り吸ひあけて上の袋よりもぢき
出しきへ圖下より見也

木造の家乃井桁の如く組あけた木
のそみより引き其家を崩し破りて火を

防ぐ道具もあり圖下より見也

火災ハ石屋より木造の家より出しき
多くハ竈の所より出つて火其上下惣

廻り自然と火氣よて焦敗せもを手入
き率く一々火入りやけ出しその
多々とる、但し消防厳き故數軒
又乃々更あ附火とる事を聞ひ
自火の也



一惣國中へ觸渡さへき事有て王都より
飛肺至着さき、其所の府下まで
大鼓を打かん在辺の居住の者とも
此知らせよ府下よ集まし寄揃た所よ渡
足輕町ハ惣町を放き半里キリ脇所々よ在
足輕町をカザルニシムノイリヨツカセの地よハナハ
百人程あり廿人三人、王府より下りて町宿アリ
居住者を見ゆ足輕をル「サウダ」と云ふ

足輕の輩非番の節ハ其住所よて鍊炮の轡
古あつ是打方の轡古のもあり、第一鍊炮の持
て行儀を揃へ立つ時屈も時又立ち行くの
行列皆肩並を揃へ足並をそろへ又筒先を
一齊に揃へ立進退出減じく正しく持並す
事等の轡古あり各相勵みて専ら修行き
む玉打もあるあり

一町家を離るゝ度あるべく有て焰硝を
貯

一此所ノ大筒數枝を置く筒ハの差渡
一尺半守長八尺位あり其有所の數幾百
ミツフ事ヲあらへ皆車ヲ載せてあり
不慮の変出来たる時ハ何方ヘも引出
行立様ヲ仕掛け置マシモノヲ見せ鍊ル
ヒ数々其傍ヲ備へ置リ一ヶ年少
一度完山シタテて筒拂ツバフをあり藏置シ
一彼方石火矢ヲ造り方ヲ聞ヒ小生鍊ル

鍊ヲ文セし作ルを宣シき由是用
ひて至シ利方アリばくよテ制衣シキ
石火矢ハ幾遍火ヲ放チても破ミ損ナシ
夏サ鍊ヲううよテ造リあるよりハ三四度
用ひきハ鍊ヤケて後用立シ云又銅
或ハかくの御ノ御ノても製衣シキものあり但シ筒
呑ムて造リやシ用ヒて三放リ四放リ
ヨ至シハ乍シ用ヒて大きシやシ云

銃ツバキの火薬の、碎けハ直マサニニ粉ヒバクニある是シテニ鍼シテ
を文スルて作スル事シテ、交スルて可シム事シテ故シテ
ニれを以テて竅シテニナラシテ。

此餘ノのみよて造スル事シテ、制シテ事シテ多
ニシテ、戎ツバキと既シテ黄イエ銅トウの筒ツブ比ヒ竹チクをヨリ
ナラシテ真直マサニニナケシテ、ナラシテのを見シテ
又外ノのみハ、毎ミツキシテ折スル事シテ、銃ツバキニ鍼シテ
文スル事シテ、製シテ事シテ、絶シテた様シテの氣ヒ支シテ。

あきかく

此度長崎ツバキへ来スル使節ツバキの船ツバキは數多シテ、
大筒ツバキを船中ツバキに備スル、海上ツバキの用心シテも一シテ度由
聞スル、海ツバキある物ツバキ數千里シテの海ツバキ程シテ多分
又積スル、之シテかく、右シテづく、鍼ツバキを文
造スル、大炮ツバキ數枝ツバキを持來スル、是シテハ形シテを
小シテ數シテも少シテあり、其長シテく用ひて、損せスル丈
夫シテにて利用宜シきと主シテあるの用心シテ。

ありと通り

銃炮石火矢何を乃

地よく制衣うちよや作所を見受ひ

足輕 家行

麥

七貫六百目

是を彼國の辯にてアーニテレチサセ
シホントレヒリ

挽割麥四百目

此高彼銀ニ直して
九枚カイ九枚カイ九枚カイ

繩半一ヶ年ニツ

ホロケニルハ麻布にて造り股引の下よをくの

あり二足

上着

太き羅紗にて造り袖あぐの胴着三年よ度

股引

三年よ夏冬の品兩度

一町の内よ「ゴロジー」ニア役一人あり

町年寄アラシギ者アラシギ見アラシギ

當時在勤の人の名アラレキサンタラハナシイ

チコングダラトアラシギ

此役人毎日市中を巡視して非常を警言むね
高物等惣て其取分役所より時の相場をたて置
み更に其筋等みつた心得違よて右法不埒アラシギ

事なきあきや等を吟味あきこ其上にて奉
行ハ毎月七值七日々の定日乃勤の日毎少物町中巡見さるあり

魯西亞宦職の名目先年松前人の紀聞
セシ由あるをある人所持しあり借り受て
讀み聞セシよ其詳ナム支ハ韓ヘキシ
ヘキシも名目ハ何キモ聞覚へた其稱呼の
違ある傳聞の認りあつてソシヨリモ
彼等憶記セシ所ヨテ再校し又傍注をも

あせう 傳祿の給銀ハ光太夫詰説より
補入シ

一卫ナラウルユリトマルシャウ

銀五万枚

一卫ナラウ アニセウ 大船ヲ司ル宦国王

太子ノ位ニ同シト云

一卫ナラウ ポロツチク

一卫ナラウ ベヨル

同一万枚

兵士を差配す官職の様聞也

一ペレカセウ

同八百枚

一ホーコーニカ

同七百枚

一ホツボコーニカ

同六百九十枚

一シクニマヨル

一ヒリメルベヨール

一シクニクニテ

同四百九十枚

一カビタン

同三百六十枚

一ホロウキリ

同三百枚

月四度役所出勤

一ホトホロトナク新藏此度王都ニテ此官ニ進ム故ニ服飾モ是下テトハ大ニカレリ

同二百七十五枚

一クラホツシキ

同二百七十五枚

一ステボツシキ

同二百七十枚

一ヒクサント

同七十九枚

一ウノリニセノアキリヨエリ

一オニデレアフゼン

此役より昇進されハヘハイペトア

一カブテナルモソ

一カブラン

一 サウダア

足輕

飛騨大曾

一 カザーカ

騎馬乃役

一 マトロス

一 ホロツホース

船の賄

一 ベトルベルシヤウ 此官より軍大將を擇

一 ブラボルシテユカ「ホーホロテリ」ホローク「カヘタ」

一 此四宦を用シベラナヒツアラ

一 セクリキニヨル「ヒリメルマヨル」ホートホコニカ

ホーコーニカ「此四官をヨタロホキロツアラ」と云

一 エナラウアシセウア「クサントロオロノウイチ

ウチロシツキ」これハ諸国より漂流來者を司
る官人也

老太夫曰異国人を取扱ふ役所を「イスラ

コレニギ」と云ふ老太夫ペトルフルカよ至りし時

在勤の人を「リリサントルオロノウイチウキ」

ツガウ「」といひぬれ前言所ハ

此人の支支あるへ

一ペトルブルカの都下ヨリノスタヌコレニシニシ役
所あり滞留セリ「リヨンザ」^{の館}乃近き所也アリ
事ヨレニシハ役所ニシキ支支と聞也此所大役所之
惣て外国より来る者を取扱ひ其人々の諸願等
の取次をもす此國通用ある國々七十ヶ國の通
詞も此所も在りト唐通詞もんて他國の人々へ
衣服飲食共も此役所より仕出一喫^由七十ヶ國何の
國々あるや惣て

黒国人此地より留る者を取扱役所にて漂流
來る者の司理^{トコロトコロハ}此度国王^ヘ目見ヤ
付らき一節ハ何よりも有念の日本服着用可致旨
の處年経但更ふて着古し所持不仕作旨ヤハヘ
日本服新製衣のたれ此役所へはりこさまがマ
此所ハ仕立師もある故録^ク衣服の寸尺を
どう付^{ハシ}ヤ付くたれと聞也各引連きられ
案内の人と共よ其役所も行きたり在館の
役人^{名ハキウハ}他國產きの人あり^{トコロ}

何をもへ向ひ汝等もすすて住駒黒國
在りて噬かし不自由なき吉支勝あらへリ弔也他國より
来り住せる者故別あて思ひやりとく此度其
國風の衣服仕立がくの命ゆう各着物の才尺を
せらるよ衣服、何きの道大幅よりたづらち、
さうと其心得より寸尺ともさへ小く被きき
着用しにく又後取直す事もあらへ
ト大きあらかくよ仕立置けハ又いわゞ共成

よのこ林ノ怨ニヤ聞せあり以役所へ初め、
衣服のゆきぬみけ才尺二寸ヨ一度仕立出来更取
のたれよ一度都令兩度行きまく給羽織帶三疋
出来あら此高持來りて御覽をもむ一度、酒肴ある出一
舞きまく

是ハ亥年歸まへ王都よりの吉支ナキ共
役所の名の事ヤセシよ付以よ附記セラ
一大官ヨセナトルレヒツ名ナク国相もすへき官

一職ト見カ都府ト六貞シクジンあリ一人ヒトを呼ハシキ
「セナトル」數人ヒトを呼ハシキ、セナトルとソフ其ヒト中
ガラフトとソフ稱號ソムニウムを下スル連ツル收スル稱スル人ヒト有リ是シテ
格別トの事ト聞カク、別ラフレハ侯爵王都ト漂流スル取
扱ハシキの係ヒトをセル、ソフ其ヒト内ヒトよテガラフト乃ハシキ
亦アリリュシソフガラフト人ヒトを呼ハシキ

光太夫至リ、取異國人取扱會所トの役
人の名是ト相似スル又役所トの名光太夫云

所トハ稍違ハシキへり光太夫ト臆記ト來リ
よテ正名トあるへき歟

光太夫往リ年臆記ト來リ彼國官階トの役

次序記ト聞カクを補錄スルて前說トの参考トを

カサーカ役所の役使ト足輕

カブラン上品鞆

セリザント在留中トコロト此官ト有リ

今何ト官ト昇リるや

クウポンテこれう士分あり

ホホロー半ノ

乃夏ニ

カビタン定馬車ト乘マサニ

シクニテヨル

車馬同ト服ハ綿羅ナ

水色天鵝

ヒリメニヨル

四足馬萌黃羅紗の服
織の縁を附

ホー。ホーコーニカ

ホーコーニカ

トクトル医官あり
此官なり

アンセイフ

ビリセイフ

此等四足馬より旗本
之を以て部属

醫官ハ四等あつ第一「トクトル」の官ニ

第二「シタブレツカリ」ニヨルの官ニ

第三「ノカシニシ官ニ

ホローチク 第四「ホキレーカ」

「ゴナラーベヨ」 「ゴナラーホロッチク」

是ハ六足馬より
大名の部あり

「ゴナラウ」 「アンセツ」 服ハ水色とく目赤黄色有
「ゴナラウ」 「ヘトマールシヤウ」 此高官の人貞あり
祿を世々よきも大名ハ二十一人有これを

「キニアーシイ」ミソフ

「ナリシキン」と云ふ御三家ともいふべきもの也

「ムスクウ」 舊都の留守居城代、此内ヨテ勤
む

刑獄序十

刑ハ往古ハいづよや今ハ大辟ヘキどつて事ナリ皆
笞刑あり但罪の輕重より打タヂ方の強弱
杖數の多少あり市中大店ある所と小店ある所の
前兩所人込この所は位置場あり位置者ある日
犬穂カヌを打タヂ四方よりあくさく夫故人穀布
群りて見物を輕罪ハ伏卧ワツフシして其罪の等小も
て何十杖ツツ定ありて打タヂき放スルもちニ重罪

の者ハ磔柱ハリツケハシラノ様のよし又脊全裸體ハタカ
半足を縛りつけ頭をうりやう置て背と腰腹へ
かけオニ其打物、牛皮を細く裁ちカツい紐ハリをも
のと棒ハシマを結び付けるもより其棒を持ち紐ハリを
付く打手棒ハシマを祀り其紐ハリを跨ハシマの内へ引置ハシマスたる
をぬいて其體カラダはおなじ段々打ハシマよ隨ひ皮肉裂サケテけ爛ハラハラ
き痛苦ハラハラ堪ハシマへ呻號ハラハラをもハシマお更數度ハシマ及ハシマス其皮
糾糸ハラハラありか弱ヨウくある此時又斬ハシマスくあるを傷ハラハラ

取替ハシマるへ元來此皮糾ハラハラ之麻ハラハラき皮ハラハラにて作りたる物
故裁口乃所ハラハラさハラハラきハラハラたちあらハラハラよハラハラ如ハラハラ此數遍
オタハラハラよりハラハラ血夥ハラハラく流ハラハラき出ハラハラつ

雪中此刑を行ふを見まし小其廻ハラハラ數
間の間の積雪ハラハラあけハラハラ深ハラハラま)

罪人後ハラハラ声ハラハラ立ハラハラも出来ハラハラき氣絶ハラハラも見ハラハラや
様子ハラハラあれハラハラ暫くハラハラやハラハラ保養ハラハラせハラハラめ又祈ハラハラを
かハラハラて大店ハラハラの前の置場ハラハラへハラハラ行ハラハラ儀置ハラハラの初ハラハラめハラハラ小店ハラハラの前ハラハラ

又右の如く又ある。兩刑事終りて後獄屋のまへ
よて前法のまへありこつゝ是重罪の者も成き
主殺親殺賊金遺イ
押込強盗の類。此手強き責みて才殺さるも
至らこつゝ此責みて死ぬありハ死てもこゝ手
元々き才方ありこそ但割クビハチ即時セイヨウ生ヨウ害ヤイ
こつゝ迄ヨリ右都令三度ミツドウ及ヒいまマ死ヨウ至シタ
さる者ハ厚クニ剪ハサミ刀ハサミ乃ハナシ道具ツバメあつて其罪人の
廚窓ホウショウを両側リヤウセキより押切り終ヨウよ金山ヨウセンへ放逐ヨウジあり

む金山ムカイのあれば遠國エツクニ辽土リョウト僻キヤイ在ザイの嶋シマより至
るまでいま用ヨウさる所シテ用ヨウんヨウ土地チトコへ追スル下
ト新ハタハタ用發ヨウハツさるの公役ハラフもあつこつハシマリ此首里ホウリの
地方ハシマリの今ハシマリの如く用ヨウけハシマリ多くハ都ハシマリより追スル下
さる者ハシマリ各人ハシマリ金カネをハシマリかせハシマリ諸地ハシマリ多くハシマリ此苦
刑ハシマリの後ハシマリ流刑ハシマリの意味ハシマリもあるハシマリ尤久ハシマリ其遠流
乃地ハシマリ在ハシマリ其人志ハシマリを改ハシマリえ再ハシマリひ罪ハシマリを償ハシマリ出ハシマリせハシマリ
者ハシマリもあつこつハシマリ

「イルコトツカレ滞留中 王都の方より北奥僻遠地
へ放逐カニヤシされし處カニヤシ人共カニヤシありて三千人程遇き通カニヤシ
り見ゆき通路不便あり山中ちよよ往来の道を
作らカニヤシれど聞マ今程、「カホツカ」より「ヤコトツカ」
の嶮難カニヤシの山路通行宜き様カニヤシもありやれ皆

「イルコーツカヨテ見聞ある事也つ」

一
獄屋を遠見したるは其内に
外圍、大きあつた木柱を立てて

貫を通し内外より見入るゝ様よ堅重堅
固よ造り建たるゝ之を空屋とガストロカレ

錢貨第十一

錢貨ハ通用金銀銅泉貨あり錢ニ六圓形
方孔の物のニセコ俗人ハ恩ム通リテモ支那
日本之外乃國々ハ中央ニ孔を穿ツモノアリ
圓形ナリテ両面ニ錢文有リムニセコ本文その
心得ヒテ見ルヘン

彼國の錢貨通用の更ニ形狀等の事ホゾ
詳細アリヘタノアリ其用ナリマシモ要略記ナリ

コツヘイカ

銅錢

セニシカ

同

コツヘイ一枚の半分ニ通用ナリ止

白里地方ニ通用ナリ銅錢、ツーポリ

外國の形を附く止白里地方ニ加山東北

カミシヤーッカまでの間アリカサンナスケワ

の方ヘハニシ等の錢通用セル按ヨ紹シヒリ

地名産レヒ他

邦出ニ
故ニヤ

セリブロ 銀錢 我國の南鑄二銖判二枚ヨ

同方少一重一當今の代より遠きる、稍小
さくして赤ニ朱判ニ一枚程より多くて通用
き銅錢二十枚より換也

司ガテリテ主也帝の銅鑄所セリブロハ銅錢百三十
枚よし換也又百七十枚百八十枚位イ
みてても換なり。今代造所より同方
重く銀の位宜しき故もや其中十乃附
たる銀ハ形大よしと價も貴也

ビヤーチコツペイカ 銀錢一枚を銅錢五枚より
換也 ピヤーチハカあり

セイセツコツペイカ

同一枚を銅錢拾枚より
換也 セイセツハナ也右銀錢より、稍大也
ビヤーチナツゼコツペイカ 同一枚を銅錢十五枚より
換也 ピヤーチナツゼハ拾カなり

トワツザイコツペイカ 同一枚を銅錢二十枚より

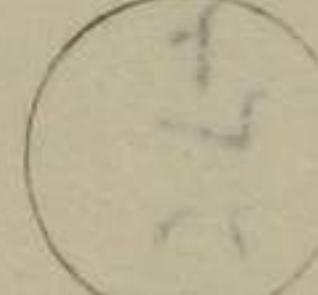
換也 トワツザイハ二十也此錢又頗大也

トワツ^{ニキ}サイ ヒヤト^{ヒュ}チユッペイカ 同一枚を銅錢ニカ枚^ヨ
換^ハ

ホキイナアヌベツテシャツコツペイカ 同一枚を銅錢五
十枚^ヨ換^ハ

セ帝「卫カテリナ」の像の付たる銀錢一枚を
此「ツテシヤツコツペイカ」二枚を以てうわ是
亦前よりへるもく銀の位至てよろづけ
ゴメー^キはなぐ^ルとぞ

ソリロードー金錢



大さ三九程^{ヨレ}で苦歩

判よりサ一輕^ト八分^ニ厘^ミを有ヘ^トモセ
右の銀四百枚を以て換^ハ又右より^ハセ帝
の像ある銀錢^{ヨリ}四枚を以て此金
錢一枚^ヨか^ハる

一枚^ヨニカ分^ヨ一文ニ文ニ文十文^{是ハ四當錢の大サ}
あく^ムはふ銅錢^{ヨリ}も通用^ス名^ハ覓^ヘレ
銅錢^{ヨリ}以て銀一枚^ヨ取換^スハ百二十五枚^百

三十枚 よあくさきハ換へば又銀錢を以方より
出へて銅錢 よ換んとへ高人も両替屋も百枚
よ両替さる也

凡そ止自里地方ハ銅錢 よ銀錢の通用銀
次ノ
載キ銅錢二貫五百枚完布の袋へ金置也

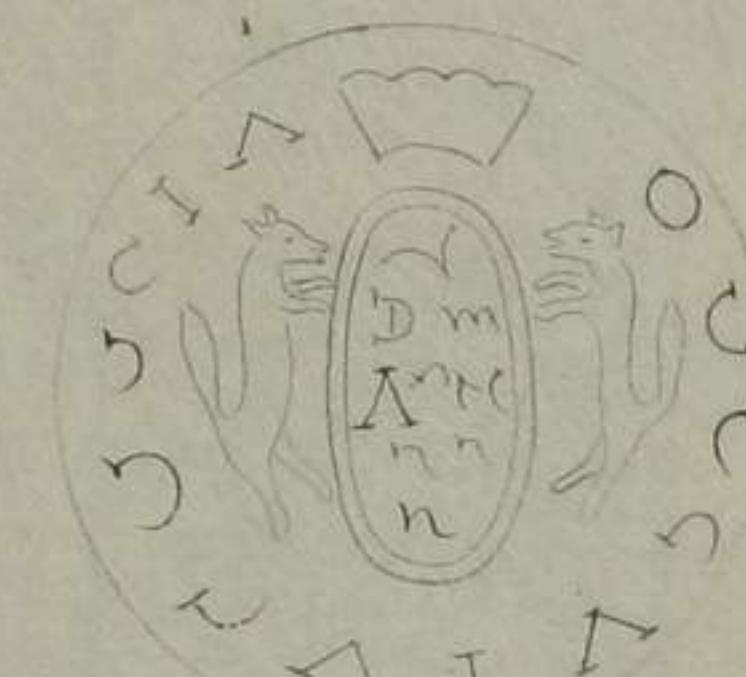
これハ十貫と四つ一よしめ割合あり カ方
よてカ貫すまうだよいゝ置の意あるべ

「ストトルフリイ」拾貫ストレハ百ニ百ツ、百ニソクニ莫ニ

トワツゼビヤジウルブリイ 二貫五百「トワツゼ」も百
完ニソクニ莫ニ「ビヤジウルブリイ」ハ五百ニソ
事ナリ

左よ記せハ寛政弐年伊勢舟夫小市魯
西亞國より歸朝の取帶モナ來りし彼國泉貨
の圖あり周圍の横文字并よ錢文の圖狀
其不用意よて寫せらるもの見へて分明を

得に然きも此き彼の錢貨の大図を
知へ今般仙臺の漂民推ノ歸るとの如く
長崎衙廳^{ヤクシヨ}より召上らき見るゝ及を以通
用金銀銅諸錢の更問^モ應へて諸説^モ
事右の^モ此諸圖粗寫^{スル}もの^モ之^ヲ
右諸説^モ參へ考へるハ大畧^モを知へ故^モ
此^モ再写^ス



紙銭 銀札

「セキナッサイ」云々青白赤三色の紙札あり
其紙をさきうへ見まへ廻りよ横文字書きにて
あつてこれ私よりあきぬの官紙あり其紙の裏
一面よハ横文字書列收てあり

青 赤 長サナ寺 橫三寸程あり
白 長サセ寺 橫三寸程あり

青札ハ銀五枚赤札も銀五枚白札ハ銀二五枚

五十枚百枚まであり

此銀銭ハ上首里地方にて通用せきて
在辺より住むハ此札より脚り褶きめ有て
もとす大高西替屋等よりいたゞひ
裂けたゞものよても両手刃へ見て約束
え合へ即ちもヘアラーッケシルトツカ
の民林ハサハクの様子違ひ取ら
古賣主の代等を受取ても遠方の所

重きをひこむに銅錢より數を受
取り擔ひかゝきて持歸る（野民ハ何方を
これを膺造^{ニセヤ}するあつて刑^ヨ行
ももものも折^ハ有ま^リ

環海異聞卷之六終

環海異聞卷之七

尺度並里 程第十二

アリシン 此尺ハ彼邦の二尺 我國の二尺^{三寸程あり}ある

か称よて作りたるよりて專ら商店^{カニ}は使ふ
此「アリシン」三つを合せたる尺を

サシン とつ木よて造る工道ある使ふ是
を長崎より此方の曲尺^{カニサシ}よ合せ見たり

七尺あり、彼國六尺此アリシニを半分よりたゞ尺を
ボアリシン とつ四半四ツ一ツあくま尺を
セキニルトミ、あく

曲かみハ木より如此造り

たるもの

右サシン此方のセギ とつ尺立百合せたるが「ヨーロス」
彼一里ナリ此方のナ一町ナウと聞也

知内道中一里毎棒杭建てあり寛政

初年松前まで先太夫等を伴ひ来り人
数の内「イワニヘリバイチ」日本人の種子へ今
彼邦検地の役を勤む日本の一里ミを
箱館より松前の人まで間を考試コロ
「ニア」の三里半の内ミ漂流金を語由

附

間立郎兵衛重富「オロシニア」の里法を櫻庵天
文書よ説く所を以て考へて説

アリシニ尺 彼邦

我方曲尺三尺寺六分半厘

ホアリシ一尺 彼邦

我方曲尺一尺寸八分二厘半毛

セウヱル彼邦

我方曲尺寺九分一厘二毛五絲

サゼン彼邦

我方曲尺七尺九分半厘

ヨールス彼邦

我方曲尺九町八分半厘四毛一絲七

茂實丙寅初秋間氏を司天臺の役宅又訪ハ
光太夫來り會せり諸次此吉又及夫矣曰
彼六尺サゼニ、我國の七尺零八分又當る此

「サゼニ」五百合せて彼一里ヨーロスありとす

仙臺漂客うつ處又八分の差又あう旦尺乃

右サシニ一里の名ヨーロス也稍相違せり然

其光太夫又臆記又所的實又聞也此光

太夫又覺へあらの説又以て證又サ又同

所よて算計又試もよサゼニ我曲尺又七尺零八分半

百を合又ま又三千又百四十尺又七百半又也これ

我方の九町八三三三又一又我

邦の一里ハニ千百六十間又一万
九百六十九尺あり依て合考するよ

魯西亞の三里六六六ハ日本乃一里ナリ

同十里、

同二里七三一四八一五ニ

同百里、

同二十七里三一四八ニ

同千里、

同二百七十三里一四八ニ

同万里、

同二千七百三十一里四八ニ

本論中彼里數を記せり。此等法は合

せて考へある。(和蘭書は載る所と又岱臺漂客
寛來よりよし、姑く取らば)

岱臺漂客等アイルコーツカより新都(ペトルフル
カ)迄ハ彼里數七千里あり。右等法は從ヘ

我が國の千九百十二里。三六ナリ

漂客等曰此七千里セトライテサレハ國人通
一てソ所也實ハ六千七百里あり。公用まで
往來もきハ六千七百里の駄賃を拂ひ
まきハ高荷の通用ハ七十里ナリ

先年光太夫の紀聞を見ると五千八百二十里とあり一書より五千九百八十二里とある。此日直に光太夫の質へてヨア道中記録あるとあり此間の里数暗記せし。併弓記ある所皆道中一里毎に算計せらるゝあれ、謁事あり此間必もちせナシ又數はあくまでも覺へまうといつき是であるや。

光太夫の記聞より「カミシャツカ」より新都「ペトルブルカ」迄、彼里数にて一万二千三百三十里有りと見ゆ是甚大畧と云正證となり

邦の里数を改算して見きハ三千三百六十八里十九あり

當使節携へ来り官邊へ奉り魯西亞本領惣國地圖と天度をり付くるとの

を抜きて新都より「ベルブルカ」^{カミシヤツカ}迄
の東西直徑を側見るよ此方の里數まで
二千二百二十八里也 按蘭書より其國の長サ東西三百
七十度又及ぬゝあり一度我
セ町十二間
二十八里

往還の道路ハ高低屈曲を有り事あれ西
千有余里もあるへきう南北も亦数百里と見
ゆき、此諸国汎寒ゴウカンの氣候不毛の地多く之等
本領とある所の州郡實は世界第一の巨邦と云々

秤量第三十三

法馬 分銅カを「ベチメン」と

物ヲ掛ル

キニ把ル處ハ糸ナリ

此糸ハ物ノ輕重ニ造テ
自由ニ進退スルニ

此ニ金輪キ附ル進退スル為ナリ

衡ハ金ニテ造ル如此、ギホウシキ
棹、先ニ附タルモノナリ

「シド」ハ九拾六枚の法馬これと彼ハ百月とす

此九十六匁の一つを「ゾロジンカ」といふ即これを
九十六匁さき、「フント」とあります

刃止我方四貫目 烏太夫 四貫二十匁チキリ

鉦スハ四貫匁から也 又其内よりこれより多く
かくもあつ大なるものあり委一キ夏見用せ
大量をかくらるものあり委一キ夏見用せ
升斗スよりよりの見受ひ賣貰との多ハ目買不^シ故
諸品秤にてかけ賣貰買をあらへ

樂器第十四

琴

「ヨウシケ」

絲ハ鍊の多くあり 真鍮と

銅とあり 四十弦あり

笛

「ドウキカ」

継笛也 つきめよハ銀の輪をかく

あり口よ含みて吹笛も有名ハ不聞覺

胡弓ハラレ弓胴の方を丸の缺盆骨の下よつ
きかけてあらばまく 肩下約上のゆう横よこ
大骨の裏うら

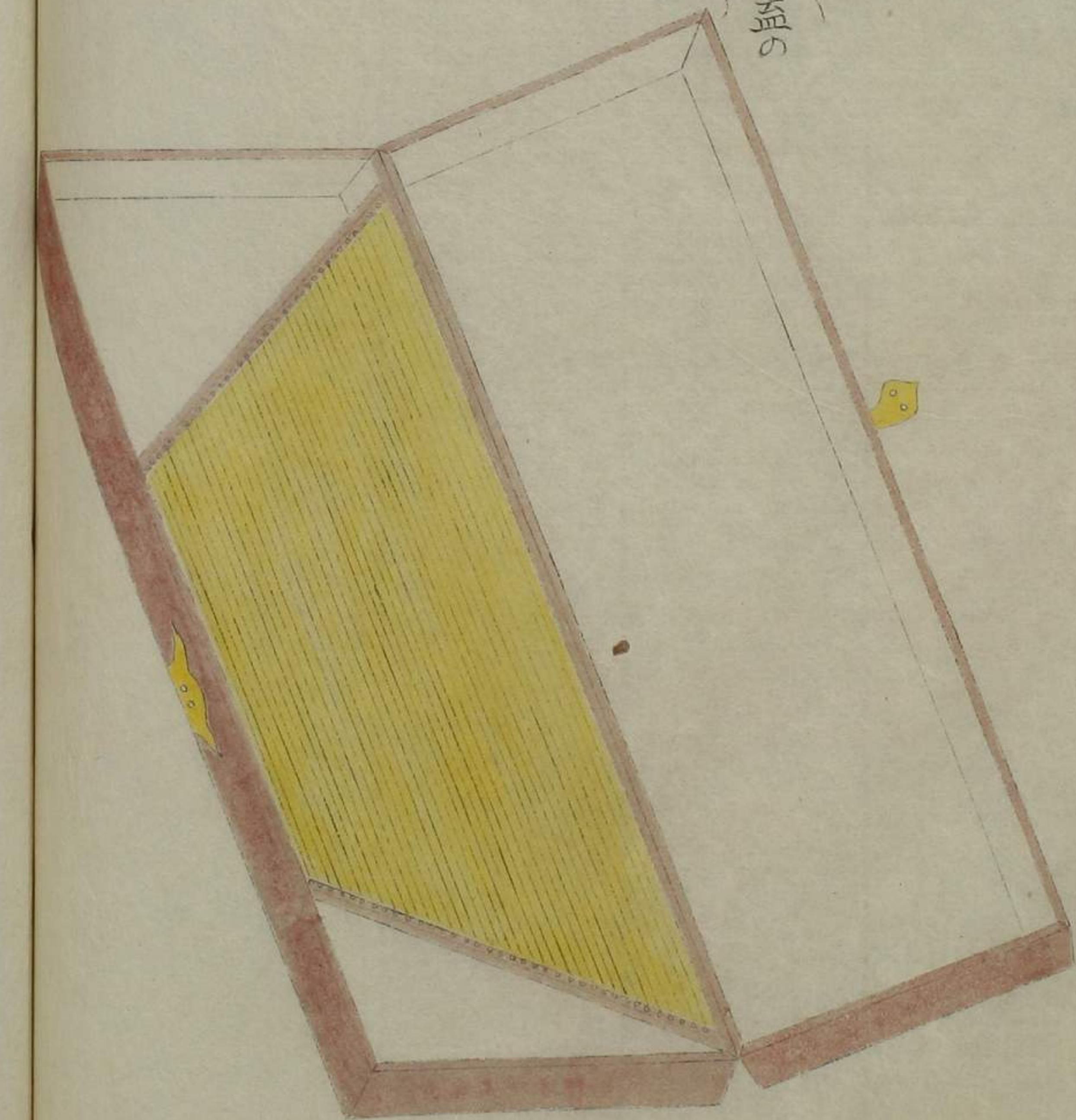
三弦ハライカ

ゴーシケ

蓋ハ蝶番々々
かふせぬこゝ蓋の
うちよ曲詞乃
唱哥もうけ
てあり

ドウキカ

ケレブコ



ハライカ



大鼓「ラバシ」

又長サニ尺をくりよト先を圓く開き本の方
施回吹^{フルヘキキル}あり名^{メイ}不覚

此餘樂器^{シテ}いろ^アあ^ア趣^クな^ナ見^ミえ^ス
これ等の器^ヒ宴^イ饌^シ食^スある^ス時^ヒ用^ス都府^スより
雜劇^{ザハク}を見^ムる^ム専^シら此樂器^ヒを以^スて合奏^{ガフツ}
有^リ樂人舞臺^{マツテ}の前^モ並^リ居^ス其^ノ後^モ子^{タチ}戲^{ハス}

子^{シヤ}舞^{キヨウ}踏^{タマフ}ナリ

氣令序十九

諸篇は於て其事は就きよりく説き如く
なり別々舉けて載さる説もあきがく

耕農序十六

田はあく圃のミナリ地をさきて麦類を散し
蒔よ^{コヤシ}糞土を用ひ豆ササニ^{ヤサニ}菜蔬とも同く
九十月の頃河水の上にて麥類を折こなす豆
等諸篇は出せらう如く他は録さず

交易序十七

諸篇は散れて略載する如く其國處よ

りて高法色呂等の事ハ詳細ある豆を不得

醫療序十八

内科を同タル^{和蘭}外科をローカン^{ヒヨク}同

伴の者とも一年疫疾を煩しき醫師來り
て診脉^{ヤリ}何きとへ白き粉薬を一同よ與へ

療治中弟子も見舞来き^ハ始終轉方もあ

き様よ覗ひ儀平痘瘡を病みて此瘡常の
酒をぬらせたり薬ハ燐へり大熱ヨリ大使秘結
セテ肛門より水銃ミツテヅルウにて薬水を注射ツキコスさすとあく
通つきたゞ此餘ハ何きも病みたる更あり
故服藥せうき医家へも往き見く事
あく小簞司の弊きもの又袖斗あり其内より
已入の水藥のうあちを見あう又豆の胱瘡ツラニ
病人を鋸よてむき切療治せハ「ヤコーツカ」

よて見まく其外他家よても醫療の更見
あくら故よ藥の様子を見聞せば病を
何くそふ病あるう未一トアリシガ
ソ病ハ多き様子へ雜事の篇よ説くこそ
大よ疫病の流行せ一事あくき

物産序十九

動物

魚アレジ

鮭ケツタ

鱈コロボーシヤ

鰐 乾シタル物

ヒ目魚 パーツ

鯨 ケトウ

テレツカ

カレイ

石ハ嶋ヨテ聞覓ヘモ名目アリ

章魚 アテ、レ是ハ カミシャーツカ 読アリ

イルコーツカレバ、イカルレニ、湖より漁る

魚類

塩藏

ミホツケ

モリ 鯸乃如き魚なり、又江戸にてさんま
ノリ魚の形ヌも似ム

カニヤテレナ サメノリ 仙臺の海ヨテ漁るところさめ

又ミイモサエの如きよりよて大魚ニ大抵四
貫外アリ尤大ひあるもの、十二貫外程有
丸平等ノイカ止湖へ行き多取
ニ貫六百目の魚を得たる 背ハ亀甲形ヨテ石の
如きよりく項より脊筋の尾端までい
リ、アリて二分キの棘刺を生キ眼ニ鰐
アリ水吹の小孔ある更全く鰐サメアリ肉
皮付きの方ハ黃色裏ハ白、脂アラニク骨
も柔ニ味美ニ寒中ニ生魚ヨテ肉氷り

まゝかて来るニ常取ハ塩漬として送る
丸平寺ノイカル湖へ漁獵（ゆうりょく）を行き
（ゆうこきの記、別々あり）

「アリコヨ形石首魚（イシモチ）の如ク但一頭又石ナニ七八寸
より二尺カ半位まであり肉白ニ身ニ毛キ
方あり此魚ハ夥（たぐい）くあり（右三種）サモーリヨ即

川（川）にて穀（ごく）く渓（けい）を拂（ふ）
鍋（なべ）にて煮食（いしょく）」

「タインシ頭鰨（カヒシ）の如ク全身白ニ肉毛白く味羨（うらやま）」

「ナレニ泥鰌（ミヤウ）の如クよ一體體ぬ（ぬ）ニ毛但鬚毛

「大魚よ一體三貫文程あり」

「カラシ」鮒近邊（カジカニヘン）川（川）ニ有

「モー」蚊（カモル）

虱（カムシ）大光ツセイ

「アーカ」大光モ

蟻

蜘蛛

蜂

蜜（ミヨー）ト

蛇 シニヤアレ

蝶

ツスイコ

鳥 シツセイツ

鴉

カシガラ

鶴 トドリ
雄ノバイトウカ
雌ノカーレツ

チ 雄鳥を「バイトウカ」と云ふ

雁 コトキ
雌ノコトキ

チ 雌鳥を「コトキ」と云ふ

燕 ツバタ 夏の内土を含て巢す。又此方より
雁 コトキ 三四月の間あり。歸る時、何月といふ
事をあつて、人家より畜ひ置く。夥々有
煮焼にて食料となむ。飲食の部詳記

鶩 コートトチカ 畜ひ置て食料となむ。

雉 コロリイ 大サ一雁の如く雌を「セレ」と云ふ

鳩 コロア 食料となむ。

からくん鳥 イニディイツケ コーレツ又イニディイカ

カイ

此鳥ハモノとより畜鳥あり。上等の人方
食料となり。中より以下の人ハ婚礼等の
重き宴集の時のもの。又ケセロナシ家より
四五十も畜みて有ます。

按ヨ「インディッカ」コレツハ印度雞の義成
ヘト和蘭ヨハ「カラクーンセホーデル」とソ「カラク
ー」ハ印度の一地名のす「ホーデル」ハ鳥也
我邦ヨテ「カラクンテウ」と云ハ此譯漢名印
度雞あるよ

鳶夥く有
名不覺 尾の長き鳥名不聞

鷹

見つけたる隻有り名ハ不聞

其のを見て名を忘けたりと云ふ

闘リキのせ置る更前のモード

「一ホリ」此より止百里の名産ニ皮囊中之尤上好
ニ有らシ殊ヨ「ハイカル」湖の邊にて取り
獲るモノ至テ上品ニハ「トニコス」弓より射人アシカリツカニシテ所ニ在勒有リ一足の價百
五十枚程皮銀七十枚程ニ彼國通用銀モニナサ猫大アリテ約ヨリハサレ恰モ免程あり
毛細く長く黒毛モテ赤ミを帶ひ
至テ糸糸ナリテうつこの如ク腹の邊赤色

也甚怖るへき 鉤丸あり 面射猫の如く
黒毛體長サ 猫の胴のむだらう如く 中等
以上の人々の衣服は用ひ足皮を縫合せたるもの
一まい儀平 拐へ来まく 色黯黃黒シモツヘ
右物詰まし處乃願狀よりて新圖を
造り是を示し彼又其暗記シモツ所を
以て是正を加へ依て即ち其圖狀を
あさき事无の



ソオボリ船圖

按ヨリボリハ 艇鼠サリ 漢土の辺諸國の
產たる古文諸書ニ見ヘ 古來此皮を以て珍
重シテ事ニテ 艇不足續頭柏尾等の諺も有
カリ 和蘭ヨハ是を「アーヘル」とソレ彼歎譜
圖說あり 又北辯止白里地方の古文を記載
セリ 書中ニ亦詳細を尽シテ次ニ天工開物
載セリ所を抄ヘ 又小野蘭山の所說を附
にて参考の一トビ

天工開物
〔艇産〕遼東外徼走州地及朝鮮國其
鼠好食松子夷人夜伺樹下屏息悄声而射取
之一船之皮不盈尺積六十餘船僅成一裘衣服
裘者立風雪中更暖千字下昧入月中拭之
即出所以貴也色有三種一白銀船一純黑
一點黃色而毛長者近值一帽套已廿金
船鼠〔事物異名〕蒙古呼曰不魯還朝鮮
トツヒ朝鮮賦檄其裘舶來アリ裏面ナ見レハ
至小ノ皮下テモ継合セ制衣ス毛柔軟ニメ白色

コレハ銀貂ナリ紫貂ノ皮ナ帽縁ニ造リタル
モノ舶來マリ裘帽風領コレナリ帽縁及裘
領ニ用ユレハ寒風ナ防ケト云

貓「ヨーヌカ」尾長短二種あり蒙古乃産ナリ
之猫の來たらを見一々甚大よしむくいぬ
のとくにて珍奇のよきせり

胤刃イシ

犬「アバカ」日本ノ如キより又耳長く面の長き

毛あり又下腹毛ありて大ももあり
豕「シニヤ」毛黑或白又班毛もあり子取りの豕
の外ハ皆罩毛を去り畜にて食料ノ爲
毛を去り畜より肉肥て味を養なり隨
牛「コロワ」セベイゴラ毛色ハ種々あり此の専ら
日用の食料ノ

馬「コー」牡コーニ
牝コホニ日本ノ晉る夏ナリ父馬
の外ハ皆墨毛を取り去るなり如此也れハ

かんはす 遠道をかけても草卧き又小鼻
をきく也これハ息をきらぬ故もあまこつ
飼料、雜草もうう也田野中草飼場在
えれ鉢の持場ありて惣園あり草生
茂むれ不残刈取てテ一置冬月の飼
料より二度生への草生へたる時其廣野
數足の馬を放ちて綻よ食とも水とも
川へおきつきて飲しもまきてなり

羊「ラニ」も色黑白又班もありちとをたるもの
剪「カ」は二かせ、綿の「シ」ある是を以て羅
紉類の毛織を織る也又皮を丸むきよども
賣買する一枚の價甚貴

綿羊「ヤニ」毛長くして藁蓑^{ワラミノ}を着たる如
此毛を取り大き糸もしく廉布^{ヨシマツ}織る^ス又
あん^{アシ}皮^ス種^シの事^ス用^ス上高^{タカ}なう併^スモ皮
ハ羊皮^{ヤウ}と云ひたゞへ「ヤニ」綿羊の皮二百枚あま

「ラニ羊の皮ハ五百枚也

野牛「ゴジヨウ」羊ニ似たり以草、他の皮より至良好也世ニ有るアヤハコト類の物是ナリ

木胤

兔「キシカニ」皮ハ衣服ニサす至て暖うナリ物ニ此物魯西垂人ハ食料ニあるルリテ獸類大猫乃足跡の如きもの食を以兔も猫足の如くあれニ併可ヨリテ「ラーツ」食料共ナシ

鹿「アレニ」皮を剥き用や革又も作リ「トニス」ハ馬

の如く使ひ荷を駆リテ乘り行くコト又乳汁をみて牛乳の如く用や毛色又品々の種類あるよや色薄く班らぬ皮をも見ゆ

按、一種馴鹿「アレニ」コトヨリ此地方ニ有リ聞ル
大光曰、此方の如き鹿、彼方ニナリ角ヒラメキアリ
コトヨリ、之方の鹿と違ひ角ニナリ毛短く皮柔
シテ、美ニ角白く、とく者有て白犀角の如く又牛角
ム似テ、大成ハ尺余也

野猪「ウシカ」尾長、族ナリ、獮猴、見受レ

名不覺

毛光「シヒニヤニ」毛を取去て食料シ

猿「アシカ」尾長、族ナリ、獮猴、見受レ

熊 「ミケウエ」毛色黒又淡赤 熊なり種々あり

尾 ポース

海獺 コージキ 「オニデレーツケ オストロ」の海中
ト
アザラシ

海豹 マサラシ 「子ルバ」

獐虎 ラツコ 「ホフロウ」

駝 ホヌ
名不聞 大光ヘルカウク（頂の処、瘤あり、惣身毛色赤ミヨ灰色加リテ
見サ「イルコーツカ」の役所、三足飼置乃を見テ）

梅又 駝なるヘ

象 「ズロシ」「ゼトルフルカ」都府の町屋のうちよ

置けりと見あう四間四方程の家あり高サ
八九尺鼻を伸せハ七尺五寸六尺位もあリハ
挽き切る見へくむき口六寸キリ残さく面
肺を鍊のくさりよて繫き置り此獸馬の
横腹をも鼻より巻ときけり

鬼 「シヤキ」此方よて画り、かにのとき図をかく

ソ歸國の節船をかけ「アルゲイス」鳥の人を
さして「ゼイカ」と云ふ五鬼全ソ支の由

植物

松名不覺立チ延ニ事ナム蟠屈イニロカリをあら

立葉松「スウ」材木薪棺材等カシマ等炭カシマヨモ
やくあう炭用カシマ、ゴリレ松實「カレヒ」糞子カシマ

用カシマ油カシマも先てつる殿カシマ有カシマ

番瀝青 松根カシマを剪カシマいて由セリワレ木
「カースラ」脂「モロー」カシマ水カシマ入カシマキハ糞木

「ロイシニシメ」富士松カシマ似カシマよよて殿カシマ有堅
木カシマあう削カシマりたる跡カシマをキカシマ以カシマて撫カシマきハリゲ
たつ松檜カシマあくの如カシマく立チ延カシマナリ

「ケトロキイ」カシマもぞの如カシマく松カシマあり實カシマタタク附カシマて大
さ一握カシマ程カシマあう能立チ延ニ木カシマニ實カシマハ油カシマ
も志免用カシマ也

大葉櫟「カブ」常の品カシマハ異カシマなる大葉の松カシマ
立カシマの立ち又「タブ」して我國カシマカシ木カシマ

呼ひ緋ある染る木と同一き物あり「オ
ホーツカ」より「イルコーツカ」近の道中より
大本も見ゆかざりありて便用す

櫻 ヨリヨー 大木あり花のさうぬ山櫻より國中縣
一く有て諸材木薪等より用ゆ

樟 ヨハル 他国より来るよし薬あり蟲のつ
く蟲為より入置く樟腦 カスハシツ
赤木 カラスセリワ ホ 歸帆の節 マキ 利かよて檣より買

求め木又これより似ゆき黒木より質堅
至て良材と見ゆるものを此地より求
先来まく長崎看のところゆく作ります
亭契を端を使節より願ひ貰ひ受て日本尺
丈より作りたゞり紛失せ

竹 ヨタシ 此地竹ハ更より他邦より来る乾

竹あるのみなり都府より「スカーモリ」と云

諸国の產物を取る處あり此處より

長一丈二三尺の大竹ありと見ゆ至て
珍品とす。麺きなり。此度の使節も長
崎より願の上青生竹數本載せ歸る。

穀蔬菜菓

糸ヒナ他知より来るヨリく南亞墨利加ヒラル

渡ハシ精ハラフ送ハシマフ大

豆コロラ

大麥

「エナメレ」

麥稈ハラモモ

裸麥

「ハリカキ」

蒸餅ハムモ

「ハレブ」

常食ハマス

「ニヤボンビタカーリー」

小麥

「セニイシ」

菜菔ハライシカ

「ハライジカ」

蕷ハライ

「ライバ」

蕷麥

「ケシヨウシ」挽割ハスヘ賣買ハサツ專ハサツ

道中用ハサツ是煮ハサツ故ハサツ

他の麥類より、價ニ銭 銅銭 口口貴

挽割コロハ粉コツカ根コレニ莖エシキナ

麻仁ヨーピロセーショー

「セーショー」ハ惣て種子の支を以人間の種
之事を「セーショー」ニシテ假令ハ日本人
の主称スリ支を「ニッホンツケセーショー」
ノ麻草ヨーピロハ一種の灰より晒すト至く
潔白あるモノナリ

芥子コロゼッサレ

葱可ツロ

大蒜ツヌイコ

草類 初草雑松草白初草亦名トの類有
皆食ふあまたま一匁にもましぬも
等もあり名皆不聞是ハ食料ヒサヒル
草ユ月より七月頃まで採り食ふ大抵塩
漬ヨリ用ひ生にて用ひ支ハ細く裂き

挽割麥へ魚を煮大出し 塩を加へ草を入
き煮食ふ

蕨名古見山は生々食料とくに漂客等是
を採り日本より食せし如く旅へ各給へり
を彼國の人見て馬の毛ウツコニて皆く
笑ひたマー

「ヤーボルキ」一種の芋 淡黃ウスキより 我國のもの
よいもの色のシキ丸きいとへづりて乾

粉フウより菓子カスを作スル又粉を頭髪マヌク
かく各篇エダより載スル

西凡アルボース

瓢タシ南垂墨利加アマリカより多く見ムラ

番椒ペイレッジ唐山カナダよりの文易マニより來スル

乾ハリ焦ハリ一箱入スル來スル箱の上ノブ

漢字あり歸帆カクバンの節南アメリカの

「ガテリ」より此物木ウッドにたちのひも

のを見ます

胡椒 コロゴンニレ 圓「ハイレッケ」
アスタークニツケ 地名ハイレッケ

他邦よりも来るなり

二五 数量第二十

- 一「オゼシ」二「ドウ」 三「テ」 四「キヤテイレ」
- 五「ビヤアジ」六「セイシ」 七「セイム」八「リラセ」
- 九「ゼイウエチ」十「ゼイセツ」
- 十一「オセニ、ナツサイ」十二「リトウエ、ナツサイ」
- 十三「テレ、ナツサイ」十四「キヤテレ、ナツサイ」
- 十五「ヒヤチ、ナツサイ」十六「セシ、ナツサイ」
- 十七「セム、ナツサイ」十八「オ、セム、ナツサイ」

十九「ゼイキ、ナツサイ」二十「ドワツ、ナツサイ」
廿一トウツ、サイキセン

三十「テレツサイ」四十「リーロケ」

五十一「ベツシャワ」六十「セツレソワ」

七十二「セムラシャワ」八十一「オ、セムテシャワ」

九十三「セウエノスト」百「ストレ」

十「ティセツサ」一万「ゼイツティセツサ」

二万「ドワツサイティセツサ」

土俗風習第二十一

婦人懃て乳をあらざれば常々是を隠す
故ニ賤婦とへも見受けられず日本通譯
役トコロコロの肩よ在り時其妻初生の兒よ
乳をぬくえりよて始て見ゆき

極よ阿蘭陀地方固より右のなまハ
聞カ諸国漂到セー者の話を聞く事有

唐山廣東安南等も亦如是となり

土人タタクハユナ六十歳より始て妻を娶ルナ
是風俗より其志ある者ハ大もあんモ一つの功を
ナリ名を立テ内ニハ家の累代を求メキテテ
子なりユ六十歳成て事を済タルトヨリ己キ
ヨリ十九歳より十七ハ又廿歳をうるも違フナ
妻を娶ルナ

彼國之人の壽大ハ同一吉又ナムモ中ヨリ九十
歳百歳ナム人ハレニモ見セハナシヒノ人を

老人コトニ七十歳の人、老者コトニ八十五歳
此年齡より始て室を有ツテ右ヨリアラハ
此齡の人々の妻女至て若年ナリヨリの常く
見受シナリ

七八十歳より人腰のかみて起行ナラ者遂ニ
見ナシユ六十歳より男ハ重荷とも持ち又大
斧を携ヘテ遠山へ樵リモやくヘ且彼人乞
色の骨折仕業ハシマツても終ニ腰痛もあらず也爾

按よ年少き内ハ室をすゝむ故ニ精氣

自ら充實スコヤカも故かく強健なるよや

男女文會の吉又過度ハ固より宜き处スコヤカあり
又遠く久々停るもあくま歸帆の船中スコヤカより
軽き水夫共へ役人より免許して舟をかけたり
ヨツバシバカルケイスの両所にて女人を樂めたり
右の趣ある故水主共ハ兼て日本長崎の湊へ着
けなえ逗留も長かれて其地の賣女求め樂せんと

各彼國の樽スコヤカは本国銅錢一箇を貯へ来り
然其御取扱嚴スコヤカ世の間知通スコヤカの事ふて中
くそらの支スコヤカ乃へきやもあく空く持歸スコヤカ
土人宿スコヤカ在て閑暇スコヤカなる時ハ室中を閑歩逍遙
一々往來數十遍スコヤカなく用度もぐくて往スコヤカ
椅子スコヤカすく居る事スコヤカ假令有ても暫取の間スコヤカ

按よ養生の為よ身體を運動スコヤカ故スコヤカもア
阿蘭陀人杯スコヤカも常スコヤカくかくさうトスコヤカアレを

「シテレニヨリ遊行間走ニシテ義ニ通詞

の輩これと蘭人百足を以もソリ

中業より以上の婦人老少を分ふれ夫々別き女子
斗より男子なりれハ再嫁せば尼ニ成イモリ
ハ剃髪尼寺 ヨノステラヘ行くナリ幼弱よりも男兒
あん後家をたゞ其児を見立家相續セキる
るありん女子婚嫁なき内、提髪あり立六十歳よ
成ても同様に娘子の妻ハゼイワニソリ

さけ髪ニ此故より老婆とありても至ら人々^{セイ}

ワコト呼ふく女子身持ありきもの有て淫行有り
又足輕材の軽き扶持人の娘なカクシバウ出妓カクシバウ
の所業あるもの有これハ人々娶マタニ妻をせま故より
年を重ひとも生涯^{セイフカ}の姿にてさけ髪より
居るこ右の姿の女人ハ人も口を附く事無故至て恥
う事へ縊死の類ルト自害して死すよの佛
罰カムテ蒙宗旨をつきの者ありし其屍を車カム

市中を率廻スル其とよて取捨の多く充ナリて
寺の引廻すに受る吉又を得キ「イルコツカ」逗留
中此引廻スルを兩度迄見た

大富商「ケセロラレウ家弟某商向キの番頭ノイツカ」
「ヤニツカ」オホーツカ邊遣スル置スル身
持放狩の所業共あうて兄「ケセロ」方へ等
用スルい家は歸りて後私ハシ縊死せスル是
固より大法スル行スルべき事ハシ小富家の

勢あきハ内シテの取廻出来スル吉又ハシ聞スル病氣
ニヨリもセスル趣きなシテいつシテ地ハシ金次弟の
更スルやハシ言スル

煙草ハシ男女老若ハシもハシ服スルよハシまん
くハシ人ハシあハシ上等ハシのハシ時ハシ慰スル呑樂ハシミハシ
主ハシ様ハシ子ハシ、煙管ハシ金磁器様ハシあハシ惣名ハシカ
ニハシこハシ燒物ハシあハシらしハシのハシトロフコハシ銀ハシ作
ますハシも見スル右ハシへ人々皆用スルよハシハ

但渡海するる人ひとハ多く多く吃烟くわんす。是コレニガガ按アシタス
牙病ガソクとし病ヒトシ。是コレノ病ヒトシを防ブフく為シテ。上白里地方の
種族ヤコテ「アラーツケ」、至て是コレを好ハシメテ服ハツムツす。

木管ムクバン。

漂客等何ナニとも煙草タバコを好ハシメテ嗜ス。故土産の
葉ハあをアモこと永め銘メイ々エダカ。刻カツ服ハツムツせ
土地の人ヒト々ヒトヒトは衣アモ。如シテある故是コレを至シテ臭ハラハラ
人ヒト或ハナシむ。是コレ避ヒテいハシメテたまハシメテ甚シ。

のこハシメテかりき追ハシメテ。獨ハシメテ亭テラ店テラ借住ハシメテ居ハシメテ。時

他ハは憚ハシメテ莫ハシメテなハシメテ。各田ハシメテ修ハシメテ。否ハシメテ續ハシメテ。

土人ハシメテ來ハシメテ。是コレを見ハシメテて大ハシメテ嘲ハシメテ笑ハシメテひハシメテり。

心ハシメテのハシメテ。

鳴煙草ハシメテ。鳴烟ハシメテ。事ハシメテあり。是コレハ乾煙ハシメテの粗末ハシメテ。
多ハシメテのとハシメテ。撮ハシメテ鼻ハシメテ。鳴ハシメテ。莫ハシメテ。是コレ邪氣ハシメテ。
外襲ハシメテを除ハシメテく為シテ聞ハシメテ。是コレハ人々ハシメテ事ハシメテ。その
細末ハシメテを貯ハシメテ器形印肉入ハシメテの如ハシメテよ。其細六精粗種

種あり其名を「バケーリカ」^{ミツ} 按和蘭ニスイコメ
女人ハ絶て吃烟せし 但右鳴煙草ハ老婦ある
まき用もの有鳴て涙を垂レ 鼻拭^{ミツキ}にて
拭て唇^{リップ}を見受けたり

按ヨ歐羅巴洲ハ何きの国々も惣て婦人吃

煙ハセミ^{シミ}和蘭人^{ヒト}

女子遠在の者除外、紅粉をも粧^{メイク}之男女髮
油をつけ^{ミツク}「ボブタ」^{ミツク}まき油の如^ク何^ぞ

製衣^{セイ}するものうち^{ミツ}「ヒヤー」樟脑臭^{フリカヤ}油^{ミツ}を附^{ミツ}
上^アハ「ヤーホルキ」^{ラッカ}と^{ミツ}ものを松^クけを^{ミツ}「ヤーホルキ」^ア
一種の芋^{ヒツガ}ハ粉の事^{ヒツガ}「菜蔬^{ナス}の部^{ノウ}」^{詳^{シテ}}但上^ア人の^{ミカ}
くいた^{ミカ}人^{ミカ}也^{ミカ}

按ヨ和蘭人も髮^{ミツ}白粉を^{ミツ}かく其品^{ヒツガ}何
ものなる^{ミツ}未^{ミツ}用^{ミツ}是彼地方の風俗^{ヒツガ}也^{ミツ}
之^{ミツ}も早く老成の姿^{ヒツガ}を^{ミツ}を貴ふ^{ミツ}云
凡^{ミツ}噴嚏^{クサメ}も^{ミツ}吉又あき^{ミツ}これを用^{ミツ}人^{ヒツガ}大光^{ダラス}ストイ^{ミツ}テスケ^{ミツ}云

祝事禮
あさう 嘆き人シバシバセミテ謝さう

恭き又ナツトロイヤレとセ云くハ寧ニ厚
ソ事ソリカタ

按ヨ其意味あうへり我知人モヒテ
めナキハ己う吉又を人の噂モヒテ自ら
惡言吐くこれと大ヨ異ナリ

環海異聞卷之七 終

